

摂南大学建築会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は摂南大学建築会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図ると共に、摂南大学理工学部建築学科の発展に寄与することを目的とする。

(本会の事業)

第3条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 総会の実施
2. 親睦会、講演会、見学会の実施
3. 在学生の教育活動への援助
4. その他、目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は摂南大学理工学部建築学科（旧工学部建築学科を含む。）を卒業した者を以って構成する。

(除名)

第5条 会員にして、本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反するような行為があった場合は、理事会の議を経て除名することができる。

第3章 役 員

(理事)

第6条 会員のうちから、理事を20名以内置く。

2. 理事は総会にて選出する。但し、再任を妨げない。
3. 理事の任期は2年とする。但し、欠員が生じた場合は補欠の理事を充当し、その任期は前任者の残任期間とする。
4. 理事は、任期終了後も後任者が就任するまでは引き続き職務を行う。

(会長)

第7条 理事のうち1名を会長とする。

2. 会長は、理事の互選により決定する。
3. 会長は、本会を代表し会務を統括し、会議を招集し議長となる。

(副会長)

第8条 理事のうちから、副会長を3名以内置くことができる。

2. 副会長は、会長が理事会の同意を得て指名する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは会長の職務を代行する。

(監事)

第9条 会員のうちから、監事2名以内を置く。

2. 監事は、本会の会計監査を行う。会計監査の結果は、会長および総会に対して報告するものとする。
3. 監事は、総会において選任する。但し、再任を妨げない。
4. 監事の任期は2年とする。但し、欠員が生じた場合は補欠の理事を充当し、その任期は前任者の残任期間とする。
5. 理事は、任期終了後も後任者が就任するまでは引き続き職務を行う。

第4章 会 議

(総会)

第10条 定時総会は、年に1回これを開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたときにこれを開く。

第11条 総会は、次の事項の報告を行う。

- イ. 事業計画ならびに予算に関する事項
- ロ. 事業報告ならびに決算に関する事項
- ハ. その他必要と認めた事項

(理事会)

第12条 理事会は、最高議決機関として、次の事項を審議する。

- イ. 事業計画ならびに予算に関する事項
- ロ. 事業報告ならびに決算に関する事項
- ハ. 総会への報告事項
- ニ. 会則の変更
- ホ. 会則の附属諸規定の制定、変更および廃止
- ヘ. その他、理事会において必要と認めた事項

第18条 理事会は会長が招集する。

2. 議長は会長が行う。
3. 理事会の成立は、理事現在数の3分の1以上の出席を必要とする。

第19条 理事会の決議は、この会則の別段の定めがある場合を除き、委任状出席を除く出席理事の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。

第5章 会 計

(会計)

第20条 本会の経費は、各種行事での参加費、その他諸収入を以って支弁する。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わることとする。

第6章 会則の変更等

(会則の改正)

第 20 条 この会則は、理事会の議を経てこれを改正することができる。

(運用細則)

第 21 条 この会則の運用上必要な細則は、理事会の議を経て制定、改廃できるものとする。

附則

この会則は、平成 27 年 2 月 7 日から施行する。